

九州栄養福祉大学 成績考査規程

1. 総 則

第1条 本学は学則第15条に基づいて、成績考査規程を設ける。

第2条 成績考査については、学則第9条、第10条、第11条、第14条、第24条およびこの成績考査規程の定めるところによる。

2. 単位の認定

(認定方法)

第3条 単位の認定は試験（含む実技試験）、レポート、実習製作（教材）の提出により、合格した者には、その授業科目の所定の単位を与える。

2 通年科目は原則として、各学期の成績を平均して評価を行う。

(単位不分割)

第4条 通年科目の単位の分割は原則として認めない。

(成績評価の基準)

第5条 成績の評価は点数をもってするが、本人および保護者への成績通知には秀・優・良・可・不可の評語をもってする。

評 価	評 価 点	合 否
秀	90 ～ 100	合 格
優	80 ～ 89	
良	70 ～ 79	
可	60 ～ 69	
認 定	—	
不 可	59以下	不 合 格

※1点未満の端数があるときは、四捨五入する。

3. 試 験

(受験資格の喪失)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができない。

1. 欠席時数が授業時数の3分の1以上におよぶ者。
2. 所定の期日までに、授業料、その他納入金および聴講料を完納していないとき。
ただし、やむを得ない事由のあるものは、所定の手続き（授業料その他納入金延期願）により許可を受けなければならない。
3. 受験中に学生証を所持していないとき。
4. 試験開始後20分以上遅刻したとき。

(不正行為者の取扱い)

第7条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その試験科目を無効とする。

なお、その後の処置は教授会において講ずる。

(試験場における心得)

第8条 試験場においては、次の各号を守らなければならない。

1. 試験入場者の棄権は認めない。ただし、急病その他やむを得ないと認められる場合は、監督者は、答案提出を求めて許可することがある。
2. 発言を要する場合は、かならず監督者の許可を得ること。
3. 試験開始後30分を経過しない場合は、退場することができない。
4. 試験場では許可された物以外は、一切所持することができない。
5. 一度提出した答案は、理由の如何にかかわらず返付しない。
6. 試験場では、許可なく物品の貸借をしてはならない。
7. 学生証を机の上に置き、監督者に明示する。なお、追・再試験の場合、学生証の他に受験票を机の上に提示すること。

4. 追試験および再試験

(追試験)

第9条 追試験の実施については、以下のよう定める。

1. 病気その他やむを得ない事由により、受験することができない者は、所定の願書(欠試届・追試験)に医師の診断書または事由証明書を添え、当該試験日より5日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出し、許可を得なければならない。
2. 前号に該当しない事由により受験しなかった場合については、願い出により試験を行うことがある。その場合には再試験扱いとする。
3. 追試験は学期試験終了後1回だけ行う。
4. 追試験の得点は90点を限度とする。ただし、情状によりこの制限を免除し、または緩和することがある。

(再試験)

第10条 再試験の実施については、以下のよう定める。

1. 試験の結果、不合格となった科目については、本人の願い出により再試験を行うことがある。
2. 再試験の願い出は、成績発表後5日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出しなければならない。
3. 試験にかわるレポートを提出期限までに許可なく提出しない者は、猶予期間を3日とする。猶予期間中に提出する場合の取り扱いは再試験に準ずる。
4. 教材の提出最終日は各学期の終りとする(定期試験期日の最終日より一週間後の日までとする)。提出期限までに許可なく提出しない者は、猶予期間を3日間とする。猶予期間中に提出する場合の取り扱いは再試験に準ずる。
5. 再試験で単位が認定されない場合は、再履修することを原則とする。
6. 再試験の得点は原則として可とする。

(追・再試験の受験料)

第 11 条 追試験および再試験の受験料については、次のように定める。

1. 追試験の受験料は 1 科目について 1,000 円とする。再試験の受験料は 1 科目について 3,000 円とする。ただし、既納の追・再試験受験料は返還しない。
2. 全科目の追試験を受ける者に対しては、教授会の議を経て受験料の総金額について考慮されることがある。
3. 学外実習による追試験料は免除とする。
4. 学校保健安全法第 19 条（出席停止）による追試験料は免除とする。

5. その他

第 12 条 試験の結果、合格点を得た科目は、再履修することができない。

第 13 条 卒業延期者の授業料その他納入金は、卒業の認定された日の属する納付期の分はこれを徴収する。

第 14 条 卒業単位を修得した者で、栄養士免許証取得のための単位を必要とする者は、科目等履修生扱いとする。

附 則

- 1 この改定規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改定規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。